

整備法による番号利用法一部改正に伴う政令の改正案の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い必要となる個人番号カードの発行等の手続の詳細に関する規定の整備等を行う。

1. 主な改正内容

(1) 個人番号カードの発行等の手続に関する規定

整備法による番号利用法の改正により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が個人番号カードの発行を担うことが明確化されたことを踏まえ、政令委任されている個人番号カードの発行等の手続の詳細について、以下のとおり規定を整備する。

- ① 個人番号カードの交付申請書は、機構に提出するものとする。
- ② 個人番号カードの交付申請書は、住所地市町村長（総務省令で定める事情があるときは、住所地市町村長以外の市町村長又は住所地市町村長）を経由して、提出することができるものとする。
- ③ 機構は、交付申請書の提出を受けたときは、個人番号カードを発行し、住所地市町村長に送付するものとする。

(2) その他

条項ずれへの対応その他所要の規定の整理を行う。

2. 今後のスケジュール

閣議日：令和3年8月20日（金）

公布日：令和3年8月25日（水）

施行日：令和3年9月1日（水）